

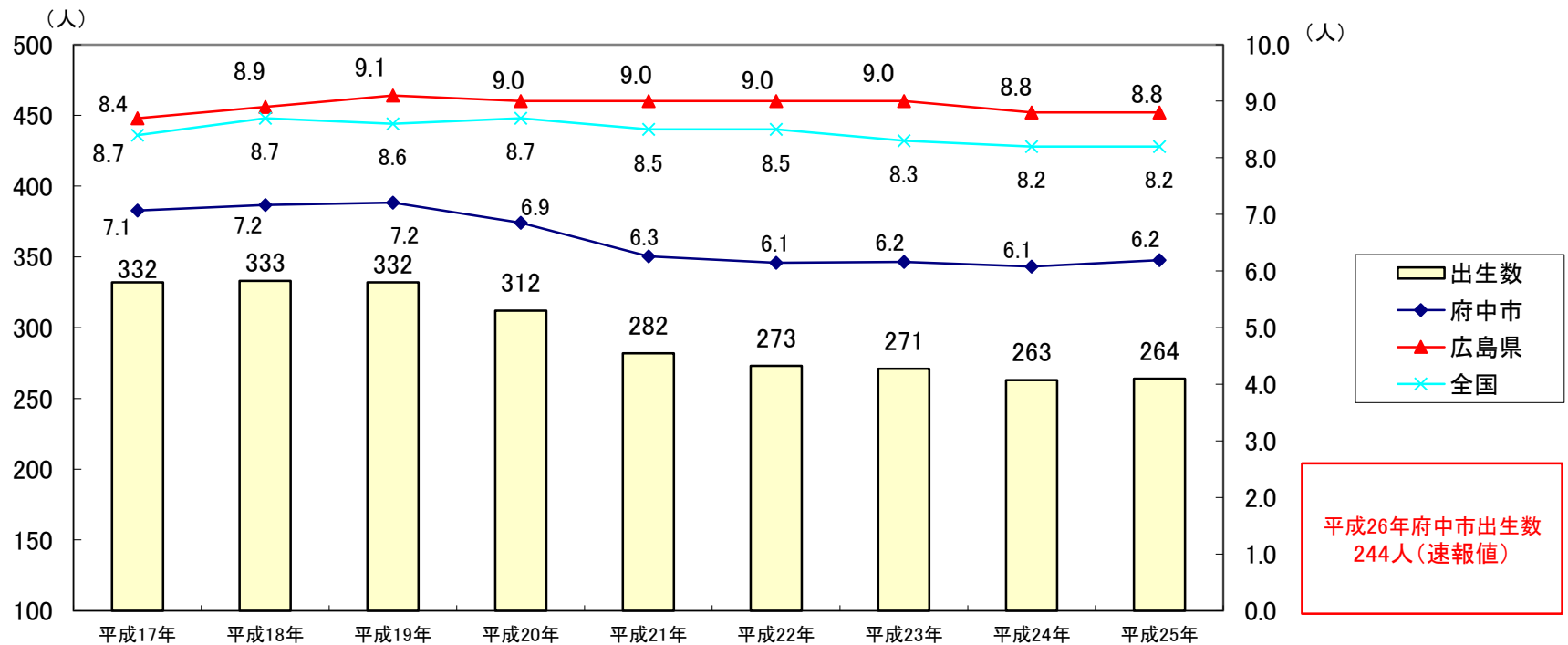
各分科会の政策指標の現状について

平成27年10月
府中市健康地域づくり審議会

1.次世代創造分科会

【政策指標】次世代を担う人口量の確保

府中市出生数、人口千人当たり出生数の比較(全国、広島県、府中市)



[出典：人口動態年報（広島県）、住民基本台帳年報（府中市）]

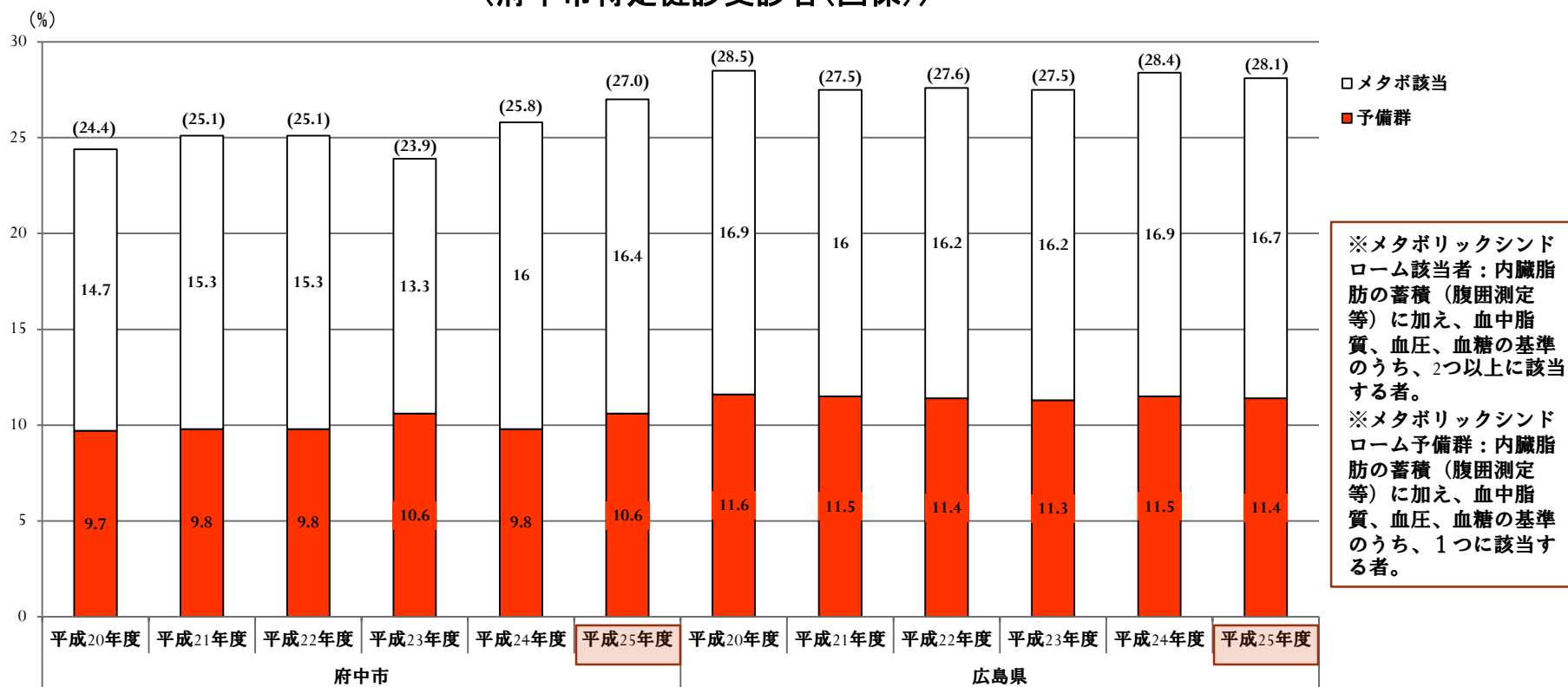
※ $\text{人口千人当たり出生数} = \text{年間出生数} \div \text{人口} \times 1,000 \text{人}$

2.いきいき世代づくり分科会

【政策指標①】

メタボリックシンドロームの予備群・該当者の減少

メタボリックシンドローム予備群・該当者の状況
(府中市特定健診受診者(国保))



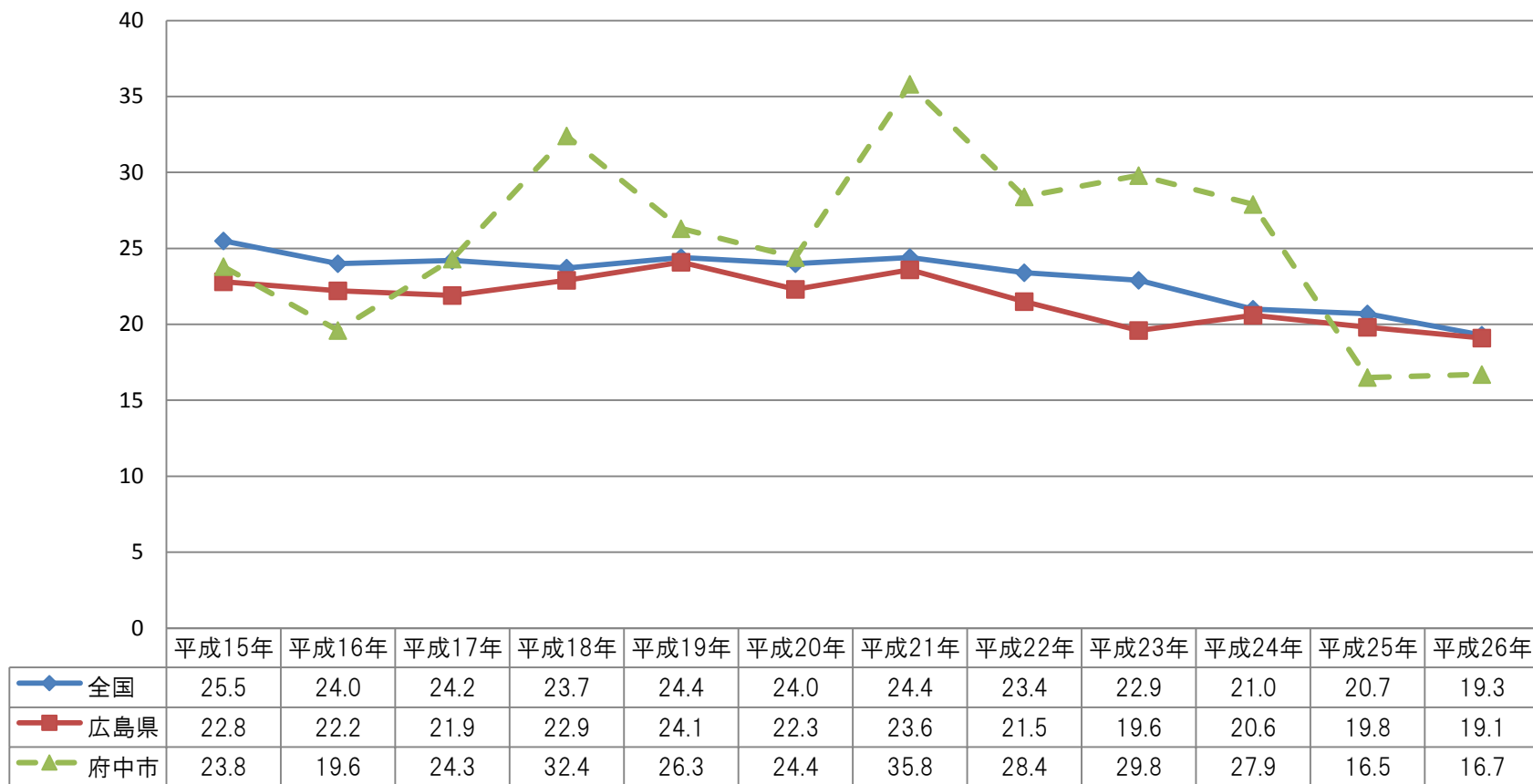
[出典：特定健診等データ管理システムより]

※メタボ該当者・予備群の割合 = (メタボ該当者・予備群 ÷ 特定健診受診者数) × 100

【政策指標②】 自殺死亡者の減少

自殺死亡者の比較(人口10万対)～全国・広島県・府中市～

全国・県・府中市自殺死亡率比較(人口10万対)



[出典：人口動態統計資料(厚生労働省)]

※ 自殺死亡者(人口10万人対) = 自殺者数 ÷ 人口 × 100,000人

【政策指標③】 障害者の就労割合の増

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した者の数

平成24年度	5人
平成25年度	4人
平成26年度	1人

《参考》

平成29年度における一般就労への移行者の目標値

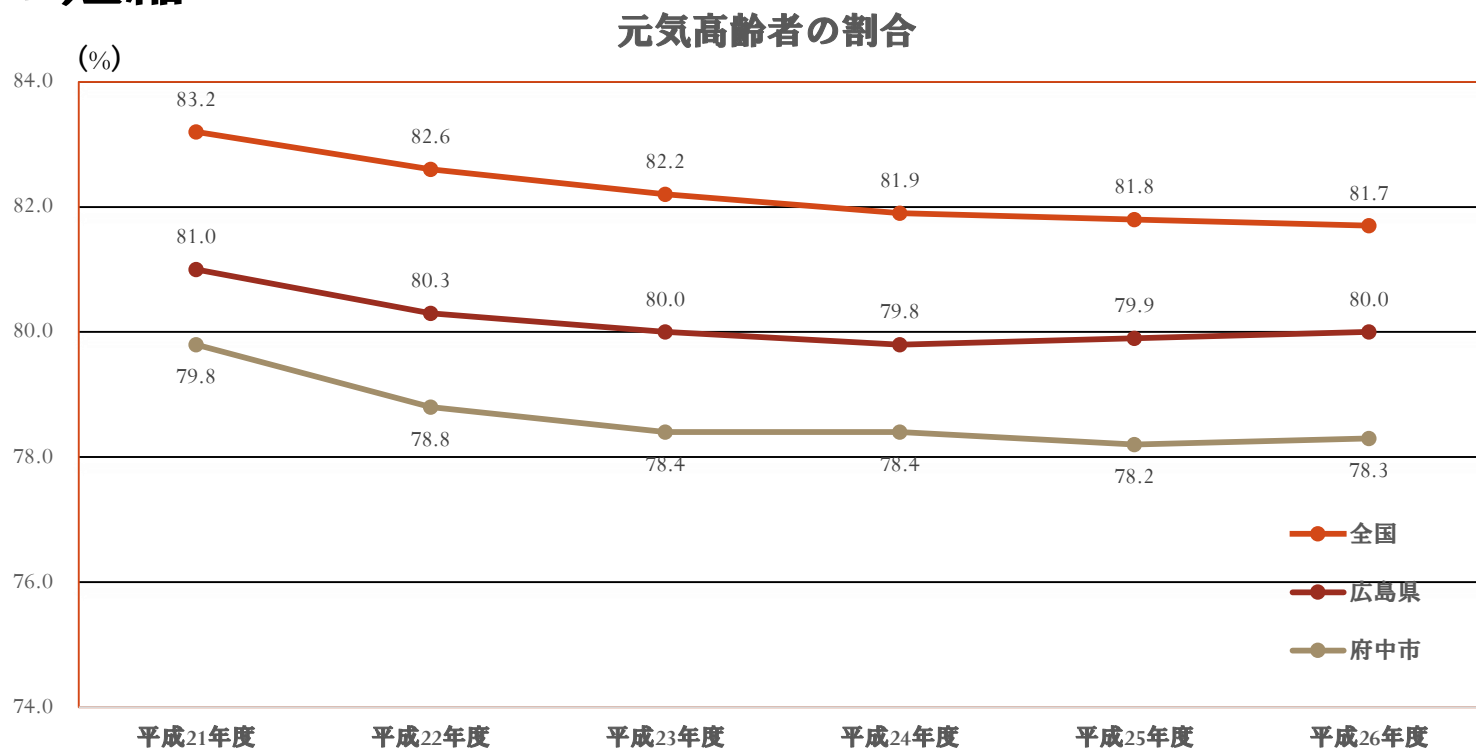
10人

・・・平成24年度実績の2倍以上(国の指針から)

3. 熟年元気づくり分科会

【政策指標】

生きがいを持って暮らす元気高齢者の増加と要介護期間の短縮



注)平成26年度の数値は暫定値。 [出典：厚生労働省公表データ]

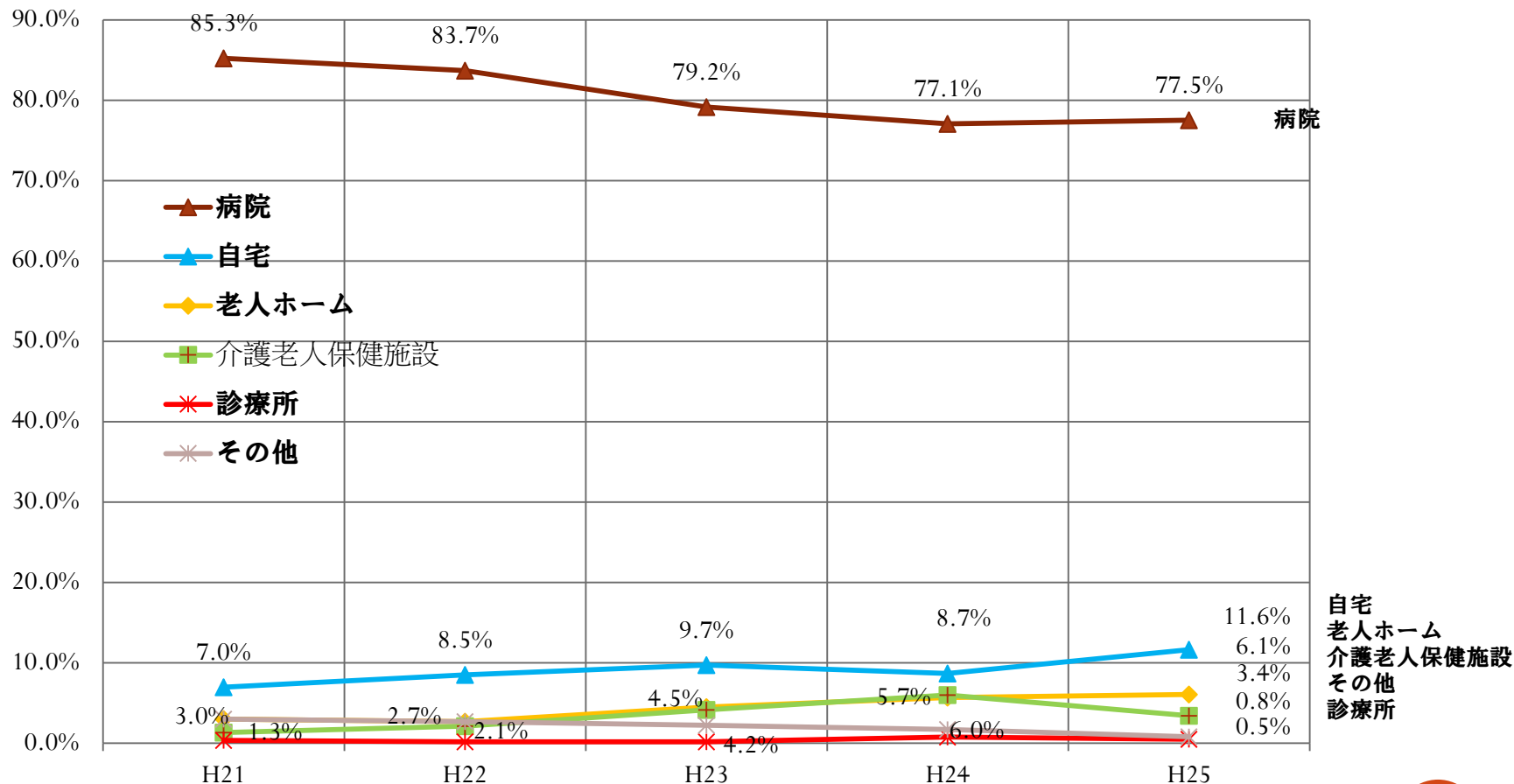
※ $\text{元気高齢者の割合} = 100\% - (\text{要介護(要支援含む)認定者数} \div \text{被保険者数})$

4.長寿サポート分科会

【政策指標】終末期を在宅で迎える高齢者の率の向上

府中市の状況

死亡場所の推移



[出典：人口動態統計年報（広島県）]

死亡の場所（人口動態統計年報から 期間：1月～12月）

府中市（人）	総数	病院	率	診療所	率	介護老人 保健施設	率	老人 ホーム	率	自宅	率	その他	率
平均	2,864	2,300	80.31%	12	0.42%	101	3.53%	129	4.50%	263	9.18%	59	2.06%
H25	610	473	77.5%	3	0.5%	21	3.4%	37	6.1%	71	11.6%	5	0.8%
H24	633	488	77.1%	5	0.8%	38	6.0%	36	5.7%	55	8.7%	11	1.7%
H23	576	456	79.2%	1	0.2%	24	4.2%	26	4.5%	56	9.7%	13	2.3%
H22	516	432	83.7%	1	0.2%	11	2.1%	14	2.7%	44	8.5%	14	2.7%
H21	529	451	85.3%	2	0.4%	7	1.3%	16	3.0%	37	7.0%	16	3.0%

広島県（人）	総数	病院	率	診療所	率	介護老人 保健施設	率	老人 ホーム	率	自宅	率	その他	率
平均	141,792	107,202	75.61%	3,720	2.62%	2,215	1.56%	7,726	5.45%	17,195	12.13%	3,733	2.63%
H25	29,358	21,789	74.2%	707	2.4%	555	1.9%	1,894	6.5%	3,568	12.2%	845	2.9%
H24	29,273	22,037	75.3%	742	2.5%	555	1.9%	1,665	5.7%	3,503	12.0%	771	2.6%
H23	28,608	21,695	75.8%	786	2.7%	423	1.5%	1,506	5.3%	3,522	12.3%	676	2.4%
H22	27,561	21,043	76.4%	727	2.6%	369	1.3%	1,405	5.1%	3,292	11.9%	725	2.6%
H21	26,992	20,638	76.5%	758	2.8%	313	1.2%	1,256	4.7%	3,310	12.3%	716	2.7%

★施設の種類の種類

【病院】

医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、20人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう。

【診療所】

医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者を入院させるための施設を有しないもの又は19人以下の患者を入院させるための施設を有するものをいう。

【介護老人保健施設】

要介護者に対し、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とした施設で、介護保険法による都道府県知事の許可を受けたものをいう。

【助産所】

助産師が公衆又は特定多数人のためその業務（病院又は診療所において行うものを除く。）を行う場所をいう。

【老人ホーム】

養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホームをいう。